

横芝光町公告第11号

横芝光町制限付一般競争入札（電子入札）実施に係る共通事項について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による制限付一般競争入札を電子入札方式により実施する場合の共通事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和3年4月1日

横芝光町長 佐藤晴彦



- 1 制限付一般競争入札（電子入札）の参加者に必要な資格に関する事項
制限付一般競争入札（電子入札）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格は、次のとおりである。
 - (1) 当該入札の公告の前日において、横芝光町建設工事等競争入札参加資格者名簿に発注する工事又は製造の請負、財産の買入れ、物品の借入れその他の契約（財産の売払い及び物件の貸付けの契約を除く。以下、「発注建設工事等」という。）に対応する工種又は業種区分で掲載されている者であること。

- (2) 建設工事にあつては、当該発注工事を管理し得る監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者を配置できること。ただし、監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的雇用関係を有する者でなければならない。
- (3) 建設工事にあつては、当該発注工事に係る入札日において、当該工事場所より最近部が100メートル以内の地域で、町が発注した同一工種の工事の請負者、落札者又は落札候補者となっていないこと。
- (4) 業務委託にあつては、当該委託業務を的確に遂行できる人員を配置できること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
- ① 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は発注工事の入札日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ④ 発注建設工事等に係る公告日から入札日までの期間内で、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領又は横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けている日がある者。
 - ⑤ 千葉県建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外期間中の者。横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置又は建設業法に基づく発注工種ごとに設定される営業停止処分（処

分内容に該当する場合に限る。)を受けている日がある者

(6) 次に掲げる者が、同時に参加していない者であること。

① 代表役員本人又は当該企業が、他の入札参加者へ総資本額の50パーセント以上を出資し、又は出資を受けている者

② 代表役員又は役員が、他の入札参加者の代表役員又は役員を兼ねている者(ただし、監査役、社外役員を除く。)

③ 組合とその構成企業

④ 代表役員と他の入札参加者の代表役員が、次のいずれかに該当する者。

ア 配偶者

イ 直系血族

ウ 兄弟姉妹

(7) 上記に掲げるもののほか、発注建設工事等ごとに行う入札公告に定める資格要件を満たす者であること。

2 入札公告

発注建設工事等ごとに行う入札公告は、公告文書を横芝光町役場内に設置する入札・契約情報に関する掲示板に掲示するとともに、ちば電子調達システム内入札情報サービス、横芝光町ホームページ(以下「ホームページ」という。)及び日刊の建設新聞紙に掲載して行うものとする。

なお、申請等に必要となる書類の様式は、ホームページに掲載する。ただし、電子入札システムにより自動生成される申請書等は除く。

3 現場説明、現場説明書、入札説明書及び設計図書等の縦覧

- (1) 現場説明会は、必要に応じて実施する。
- (2) 発注建設工事等の現場説明書又は入札説明書は、入札公告と併せてちば電子調達システム内入札情報サービス、ホームページに掲載する。
- (3) 発注建設工事等の図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、次のいずれかの方法により縦覧するものとし、入札公告に規定する。
 - ① ちば電子調達システム内入札情報サービスに掲載し、縦覧する。
 - ② ホームページに掲載し、縦覧する。
 - ③ 販売する。この場合、販売期間、場所、価格等販売方法については、入札公告に規定する。

4 申請書等の提出方法等

- (1) 制限付一般競争入札（電子入札）に参加を希望する者は、本公告及び入札公告に定める資格要件を満たしていることを確認の上、申請しなければならない。
- (2) 申請方法 電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書（電子入札システムにより自動生成される帳票）に入札公告で指定した必要書類を添付して提出すること。なお、添付ファイルのサイズは3メガバイト以下としファイル名は「会社名・書類名」とする。
- (3) 申請期間 入札公告に定める期間とする。
- (4) 受付 電子入札システムにより提出された競争参加資格確認申請書に添付された必要書類について、全て提出されている場合に限り、参加申請受付票を発行する。未提出の者又は必要書類が明らかな相違がある者

は、入札に参加できない。

(5) 申請書等の事前確認

競争参加資格確認申請書を提出した者について、提出された申請書等により、次に掲げる事項における事前確認を行う。なお、入札参加資格の事前確認は、資格要件の一部を確認するものであるので、留意すること。

ア 競争入札有資格者名簿における発注建設工事等に対応する部門及び種類の登録の有無

イ 地域要件

ウ その他入札参加者の資格要件のうち、事前確認を要すると認められた要件

(6) 事前確認の結果 事前確認の結果、入札参加資格があると認められた場合は、入札公告に定める期限までに、電子入札システムにおいて競争参加資格確認通知書を発行する。入札参加資格がないと決定された入札参加希望者は、通知で指定した期限までに書面により町長に対し説明を求めることができる。説明を求める場合は、あて先を横芝光町長とする書面を財政課に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内（閉庁日は含まない。）に書面をもって回答する。

5 設計図書等に対する質疑

競争参加資格確認申請書の提出者は、当該設計図書等の内容に疑義があるときは、質問することができる。競争参加資格申請確認申請書を提出しない者が質問書を提出した場合、原則として回答しないものとする

- (1) 質問書の提出があった場合は、現場説明書又は入札説明書に記載する期日までに回答する。
- (2) 質問書の提出は、現場説明書又は入札説明書に記載する提出先に電子メール又はファクシミリによること。電子メールで提出する場合、件名は「【入札質問書】案件名称」とすること。なお、提出した者は、必ず到着確認の電話をすること。到着確認をしない場合、町は不着の責任を負わない。
- (3) 質問書の提出があった場合は、現場説明書又は入札説明書に記載した期限までに、ちば電子調達システム内入札情報サービスに質問回答書を掲載する。

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札の執行

- (1) 入札方法 入札書は、電子入札システムに入力することにより提出する。
- (2) 入札期間 入札公告に定める期間とする。
- (3) 入札回数 予定価格を入札前に公表する場合の入札回数は1回とし、予定価格を入札前に公表しない場合であって、予定価格を超えているときは、再度の入札を1回行う。
- (4) 入力する金額 落札決定にあたっては、電子入札システムに入力された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円

未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかないかを問わず、見積もった契約希望額の消費税及び地方消費税相当額を含まない金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を入力すること。ただし、入札公告に特別の記載がある場合は、この限りではない。

- (5) 未入札 入札書が入札書受付締切予定日時までに提出されない場合は、未入札として取り扱うものとし、以降いかなる場合においても入札書は一切受け付けない。
- (6) その他 一度提出した入札書は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

8 内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札金額内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求められている入札の場合、入札に際し、工事費等の内訳書を、電子入札システムで提出すること。この場合、ファイル名は「会社名」とすること。
- (2) 内訳書は、項目、数量、単位、単価、金額等の内訳及び合計金額が明示され、その合計金額が入札書に記載した金額と一致したものでなければならない。
- (3) 内訳書を提出しない場合及び提出された内訳書に不備が認められる場合は、入札参加者のした入札を無効とすることがある。
- (4) 内訳書は、入札書受付締切日時以降、開札開始日時までに開封するこ

とがある。

9 入札辞退

(1) 辞退の期間 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

(2) 入札辞退届の提出方法 電子入札システムにより辞退届(電子入札システムにより自動生成される帳票)を作成し、提出するものとする。

(3) その他

ア 入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な扱いを受けることはない。

イ 一度提出した辞退届は、開札前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

10 入札者の公表

入札の中途において、入札参加者の公表を行わない。

11 入札の無効

入札参加に必要な資格のない者若しくは虚偽の申請を行った者のした入札、横芝光町電子入札約款等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札参加資格を有すると認められた者であっても、競争参加資格確認通知書の通知日以降、落札者決定通知書の通知日前までに指名停止措置等を受けた者のした入札は無効とする。

1 2 開札の場所及び日時

- (1) 開札は、入札公告に定める日時及び場所において執行する。
- (2) 入札者は、開札に立ち会うことができる。
- (3) 開札に立ち会う者は、代理人をして立ち合わせようとするときは、立会委任状（横芝光町電子入札運用基準に定める様式）を持参させなければならない。また、1者につき1名に限る。

1 3 落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。ただし、低入札価格の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けている入札の場合において、調査基準価格を下回る入札があったときは、横芝光町低入札価格調査実施要領（平成21年横芝光町告示第10号）に基づき落札候補者を決定するものとする。

また、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者、以下低い価格で入札した者の順に次順位候補者とする。

- (2) 落札候補者がいないときは、入札を不調とする。

1 4 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札候補者の決定

- (1) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2者以

上あるときは、直ちに当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して落札候補者を決定するものとする。

- (2) 次順位候補者の順位を決定する必要がある場合は、当該入札者を対象に、電子入札システムにより電子くじを実施して次順位候補者の順位を決定するものとする。

1.5 落札候補者の資格要件の確認及び落札決定

- (1) 資格要件の確認は、落札候補者を決定した後、実施する。
- (2) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知日を含めて3日以内(閉庁日を含まない。)に、制限付一般競争入札(電子入札)参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を財政課へ持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、提出期限は1日に限り短縮することがある。
- (3) 落札候補者が提出期限までに申請書を提出しないとき又は入札参加資格を有しない者であると確認されたときは、当該候補者がした入札を無効とし、次順位候補者に申請書の提出を指示する。
- (4) 入札参加資格を有しない旨の通知を受けた候補者は、通知を受けた日から起算して3日以内(閉庁日を含まない。)に理由の説明を求められることができる。説明を求める場合は、あて先を横芝光町長とする書面を財政課に提出すること。書面を受理した日から起算して3日以内(閉庁日を含まない。)に書面をもって回答する。
- (5) 前3号の規定は、次順位候補者に申請書の提出を指示した場合において準用する。

- (6) 申請書を提出した落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、当該候補者を落札者と決定する。この場合において、すでに確認を行った者を除き、その他の入札参加者の資格確認は行わない。
- (7) 落札者が決定したときは、電子入札システムにより落札者決定通知書又は落札通知書を発行し、入札参加者に速やかにその旨を通知する。

1.6 契約保証金

建設工事にあつては、契約者は横芝光町財務規則第145条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。

ただし、契約保証金に代わる担保としての金融機関等の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合など横芝光町財務規則第145条第2項各号の規定に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

1.7 その他

- (1) 申請書等のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。

- (4) 電子入札の方法により参加することが困難な場合でやむを得ないと認められた者は、紙入札業者として参加できる。この場合の取扱いは、横芝光町電子入札システム運用基準によるものとする。
- (5) 電子入札システムで提出する書類については、押印は不要とする。
- (6) 年間代理人にあっては、電子入札システムで競争参加資格申請書、入札書等の提出に使用するＩＣカードは、代表者の名義のものも使用できるものとする。
- (7) 落札者は、下請、労働及び資材購入等について、可能な限り横芝光町内業者に発注すること。
- (8) 入札参加希望者は、横芝光町電子入札約款、横芝光町電子入札システム運用基準、横芝光町制限付一般競争入札実施要領を熟読すること。

18 公告の廃止

この公告の施行に伴い、横芝光町建設工事又は業務の委託に係る受注希望型競争入札（電子入札）実施に係る共通事項について（平成27年6月1日公告）は廃止する。

19 問い合わせ先

横芝光町役場財政課管財班 電話 0479（84）1218